

平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 26 年 7 月 29 日

- 1 平成 26 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表 1 中に掲げる金額とする。

(表 1)

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	15 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	14 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	13 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 及び「『日本再興戦略』改訂 2014」(同日閣議決定) についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮し、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との乖離額(比較時点における最新のデータに基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額から、前年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお残る乖離額をいう。)については、表 2 の C 欄のとおりであり、今後の最低賃金と生活保護水準の比較についても、引き続き比較時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。

(表 2)

都道府県	平成 24 年度データ に基づく乖離額 (A)	平成 25 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (= A - B)
北海道	26 円	15 円	11 円
宮城	12 円	11 円	1 円
東京	20 円	19 円	1 円
兵庫	13 円	12 円	1 円
広島	18 円	14 円	4 円

- (3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。